

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年11月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800339号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800023号

第1 結論

昭和53年7月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年7月から同年10月まで

私は、昭和52年11月からA市の実家の隣に仮住まいをし、自分で仕事をするために昭和53年7月に会社を退職した。自分で国民年金の加入手続を行った記憶がないことから実家の父が、私に代わって加入手続を行ってくれたと思う。請求期間の国民年金保険料は、昭和53年11月から昭和54年1月頃の間、自宅に来た自治会の集金人に1万円未満の保険料を請求され、私の分のみ現金で1回納付しており、納付書を受け取って納付した記憶はない。請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年11月から昭和54年1月頃の間、国民年金保険料1万円未満を自治会の集金人に請求され、現金で納付した旨主張している。

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和53年11月に払い出されたと推認でき、手帳記号番号払出簿に「53. 11. 30」と記載され、請求者の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されている付加保険料納付の申出日が昭和53年11月13日であることから、請求者の国民年金の加入手続は、同年同月に初めて行われたものと考えられる。

しかしながら、請求期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能であるところ、A市は、国民年金の加入手続を行う前の月で遡って納付することとなる現年度保険料は、納付組織である自治会の集金人に現金で納付することができないため、まとめて1枚の納付書を国民年金の被保険者の自宅に郵送していたとしていることから、請求者の主張する納付方法では、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、A市は、遡って現年度納付する保険料は、上記納付書を使用して、納付組織の集金人に現金と共に渡して保険料を納付することもできるとしているが、請求者は、納付書を見たこ

とも受け取ったこともなく、集金人に納付書を渡して納付したことはないと陳述している。

さらに、請求者の被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、請求期間は未納であり、オンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が、請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付したものと認めることはできない。